

伊勢市農業委員会 第215回 総会議事録

日 時	令和5年11月16日（木） 13時57分～15時36分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	15名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 6番 神廣 敏夫 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義
欠席委員	4名 5番 川端 善宏 7番 中澤 利吉 12番 山口 和男 19番 森北 雅博
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 日置 幸美（再任用職員）
会議録署名者	2番 森 美江 15番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. その他

議 長	定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、伊勢市農業委員会第 2 1 5 回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>1 5</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 2 番の 森 美江さん 15 番の 出口 勝信さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 非農地証明願について 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上 4 件でございます。よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。 それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 13 件、田が 22 筆 17,776.70 m²、畑が 20 筆 8,663 m²の計 42 筆 26,439.70 m²でございます。 次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は宇治今在家町の田 1 筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は宇治今在家町地内 宇治橋より南西へ 870m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

2 番と 3 番、こちらも売買でございます。受人が同一ですので、併せて説明します。受人は馬瀬町の田 2 筆と畑 1 筆（現況・田）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は御菌町新開地内 河原神社より北東へ 80～110m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

次ページ（1－2、1－3）をご覧ください。

4 番、こちらも売買でございます。受人は通町の田 16 筆（内 現況・畑が 6 筆）と畑 3 筆、原野 3 筆（現況・畑）の計 22 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は通町地内に点在する農業振興地域内農用地区域内農地【533, 559, 592, 651, 652-1, 652-2】と農用地区域外農地【548, 694】と農用地区域外農地【残り 14 筆】でございます。現地調査の結果、【559, 651, 652-1, 652-2, 694】は耕作地、【531】は遊休農地、残り 16 筆は荒廃農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

5 番、こちらは贈与でございます。受人は一色町の田 5 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は一色町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、【272-1, 447, 688-1, 761】は耕作地、【733】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

次ページ（1－4）をご覧ください。

6 番、こちらも贈与でございます。受人は佐八町の畑 2 筆と田 2 筆の計 4 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

7番、こちらは売買でございます。受人は有滝町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は有滝町地内 ありたき農村公園より西へ240mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ（1－5）をご覧ください。

8番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より北東へ420mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

9番、こちらも贈与でございます。

受人は村松町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町4交差点より北へ380mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

10番、こちらは売買でございます。受人は東大淀町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 東大淀町墓地より北西へ50mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

次ページ（1－6）をご覧ください。

11番、こちらは贈与でございます。受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 おかげバス東大淀口停留所より南東へ330mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

12番、こちらも贈与でございます。受人は二見町西の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は二見町今一色地内 旧市立今一色小学校より南東へ200mに位置する農業振興地域内 農用地区

議 長	域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。 13番、こちらは売買でございます。受人は小俣町新村の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町新村地内 東新村公民館より北東へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。 現地調査の結果、荒廃農地と判断された1、4、5、9、12、13番は、営農計画書が提出されています。1番は耕起し柿を栽培、5番は耕起し各種野菜を栽培、9番は耕起し落花生を栽培、12番は除草作業後に畝立し里芋を栽培に向けて準備する旨を聞き取りました。4番ですが、548番は耕起し水稻を栽培、509,553,592,722番は同様に根菜や芋類などを栽培、1200番台の11筆については草木を伐採後に一帯を耕起し、柿・ブルーベリー・柑橘類の苗を植え栽培していく旨を聞き取りました。そして、13番は、耕起し水稻を栽培する旨と現在不耕作となっている農地についても併せて営農計画を提出し内容を確認しました。これら全て、事務局において適正であると判断いたしました。<u>なお、1、6、12番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため営農計画書が添付されており、事務局において適正であると判断し、許可後は耕作状況の確認を行っていく予定です。</u> 議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。この内11番は、北村 安弘委員に係る分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 (北村委員 退席) 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。
------------	---

	(異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。 (北村委員着席後、審議再開) それでは、議案第1号のその他の案件について審議に入りたいと思います。 私から質問です。13番についてですが、申請者の不耕作地の面積はどれくらいになりますか。
大西委員	私と森北委員で現地調査に行かせていただきました。今回の申請地は荒廃農地となっておりますが、もともと湿田で、耕作には向きません。近くに以前取得した農地があったので、あわせて確認させていただいたら、畑にするための客土がされていました。しかし実際に耕作した痕跡は確認できませんでした。客土も残土のようで、すぐに耕作ができる状態とは思えませんでした。今回は取得後の管理がきちんとできるのであれば異議はありません。
係長	不耕作地の対象になっているのは現在7筆で、計8,580㎡です。今回受ける田を合わせると、9,840㎡になります。その内前回取得した小俣町宮前の農地が約4,000㎡あり、今年度はさつま芋を植えたものの収穫できず、農協などと相談しながら小麦を作りたいとの意向を聞いております。また、大西委員から指摘がありました今回の申請地371番の近くの農地については畑として果樹を植え、その他ニンニクやウコンなどの栽培を予定しているところもあります。
出口委員	今年の4月以降の傾向として、新規就農など今まで農地を買えなかった方からの申請は増えている傾向にありますか。

係	長	徐々に増えつつあります。該当のない月もありますが、月１～２件申請されることがあります。
議	長	ほかに何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。
泉委員		４番について、現在荒廃農地になっているところで何を作る予定かもう一度教えていただけますか。
係	長	今回もともと田の５４８と６５２-２については水稲、５０９、５５３、５９２、７２２は根菜、芋類や野菜を作る、残りの１２００番台の１１筆については柿やビワなどの果樹を順次植えて育てていく予定と聞いています。２月から３月にかけて草を伐採し、６月から耕起を行い、１１月ごろから順次苗を植えていくそうです。
出口委員		営農計画を出していただきましたが、万一耕作放棄地になった時の法的措置はありますか。
議	長	法的措置はできませんね。何か条件をつけることはできますか。
局	長	可能です。県とも対応を協議中です。
中西正平委員		現在の所有者は京都にお住まいですが、所有者が耕作しているわけではないですね。
係	長	一部利用権設定により預けている状況で、本人は耕作していません。
議	長	ほかにございませんか。
出口委員		これは農業委員会で承認されなかったら、所有権移転できないですよ。
局	長	事務局で受け付けはせざるを得ないです。総会でどうなるか。
出口委員		そこで、なぜ農業委員会で承認できなかったか、根拠みたいものをなさなきゃいけないですよ。そうでないと訴訟になって農業委員会

	が訴えられた場合、どうなりますか。現実的には委員全員で見に行っ たとか、そういったことまでしたのかということまで問われないので すか。わからないので、調べておいてもらえませんか。この農業委員 会で先程のような問題が起こった場合、なぜ農業委員会で否認にな ったのかという根拠を、法的争いをした場合どうなるのか、そのあた りが全然わかりません。今すぐに回答は無理だと思うので、調べて から回答してもらったほうがいいと思います。
局 長	条件付きは今のところ許可証には書けないと思いますので、口頭な どで指導して次は無いようにという言い方はできようかと思いま すが、県と確認しないといけないことがありますので、その上で対応 したいと思います。
出口委員	口頭だと何も残らないですね。行政の場合訴訟にも耐えられない といけないので、根拠だけでも押さえておいてもらえませんか。
議 長	書類上は、すべて問題なかったのですね。
係 長	書類上は、問題ありませんでした。
議 長	どうしますか、許可しますか。
出口委員	出てきた以上許可はしないと。条件を文章にするのか、口頭にする のか、どのように伝達するのか。それと、次回以降このようなことが 出てきても、非承認ということを承知させておかないといけないです ね。
議 長	そうですね。毎回のように出てくる人がいますからね。
出口委員	でも一度認めているので、おそらく何かの形で承認しなかった場合 は訴訟という可能性も含めて考えないといけないです。全国的には訴 訟も結構あると思いますので、調べれば判例や事例があるはずで す。
神廣委員	同じ町内なので、何となく事情は分かります。今回の農地がこれか らどうなるのかはわかりませんが、買ったところは社員に草刈りなど をさせているような感じで、立派な機械もあるようなので、今より荒

局 長	れることはないかと思われます。 貴重なご意見ありがとうございます。事務局として、許可証を交付するときに誓約書を取るという方法で、ご提案させていただきたいと思います。どのようなものにするかは、会長にご確認いただいたうえで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	みなさんよろしいでしょうか。４番と１３番は誓約書を書いてもらうということで承認したいと思いますが、ほかにご異議等ございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、１号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第１号の農地法第３条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、４番と１３番につきましては、今後の営農に係る誓約書を提出することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。
係 長	２ページをお願いします。 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。件数は８件、内訳といたしまして、田が２筆 848 ㎡、畑が 11 筆 3,284.36 ㎡の計 13 筆 4,132.36 ㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（２－１）をご覧ください。 １番、こちらは売買でございます。受人は宮川１丁目の畑２筆を譲り受けて、駐車場２台分及び進入路としたいとの申請でございます。申請地は宮川

1丁目地内 JR山田上り駅より西へ290mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、225-9の畑のみ平成5年頃に道路敷として一部が買収された際に亡母が埋め立てていたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。また、233-6については現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらは使用貸借でございます。親族名義の磯町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積218.41㎡としたいとの申請にございます。申請地は磯町地内 磯神社より北へ50mに位置する農用地区域内農地でございます。ただし本案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項に規定された用途に供する相当の事由があるときに該当するため、農用地からの除外許可申請中でございます。この許可がされることにより、農地区分は第1種農地となります。そのため、議案には第1種農地で記載しています。そして、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は44%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して除外許可日と同日付で許可したいものでございます。

次ページ（2-2）をご覧ください。

3番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の田1筆を譲り受けて、受人が経営する魚卸売業で使用する資材を入れる倉庫2棟 建築面積89.42㎡と車両置場3台分としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜支所より南へ170mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、平成4年頃に造成し倉庫を建てて使用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

4番、こちらは使用貸借でございます。親族名義の村松町の畑2筆を借り受け

て、隣接して所有する宅地 2 筆計 200.29 m²とあわせて一体利用し、借人が申請地に住宅 1 棟 建築面積 93.95 m²としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 市立北浜小学校より西へ 170m に位置する第 2 種農地でございます。本申請につきましては、貸人から借人が昭和 60 年 12 月に隣接地へ住宅を建てた際に当該農地へ建物が建ってしまったことを知らなかったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は 23%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（2－3）をご覧ください。

5 番、こちらでも使用貸借でございます。父親名義の東大淀町の畑 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て 1 棟 建築面積 114.69 m²としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 東大淀町墓地より北西へ 150m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 37%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6 番、こちらでも使用貸借でございます。父親名義の鹿海町の田 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 93.44 m²としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 堀割橋より西へ 110m に位置する第 1 種農地でございます。第 1 種農地ですと原則不許可となることところでございますが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ及び農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に規定される「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 26%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（2－4）をご覧ください。

7 番、こちらは売買でございます。受人である宮町 2 丁目で不動産業を営む有限会社 クリエイト 代表取締役 小西 一通さんが、鹿海町の畑 1 筆を譲り受けて、隣接する山林外 12 筆計 2,069.25 m²とあわせて一体利用し、建売住宅 6 棟 建築面積計 452.10 m²と道路等 645.18 m²としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 国道 23 号 鹿海町交差点より東へ 180

mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は32%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次ページ（2－5）をご覧ください。

8番、こちらは売買でございます。受人である津市雲出島貫町で不動産業等を営む株式会社YAMAMURA 代表取締役 山村 竜司さんが、小俣町明野の畑4筆を譲り受けて、建築条件付宅地造成7区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は建築条件付宅地造成とする転用申請です。これは建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受ける場合、記載の要件（1）から（3）を全て満たすことが必要となります。それが確実と認められて、宅地造成のみを目的とするものに該当しないとして取り扱い、許可をする案件でございます。そして、全てを販売できなかった場合は、残余の土地に自ら住宅建築をすることが許可要件であることから、許可後およそ10年を目途に完売の可否を判断し、自らが住宅の建設に着工する旨の誓約書を提出しております。申請地は小俣町明野地内 明野幼稚園より南西へ110mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。

議

長

事務局の説明が終わりました。

係 議	私からよろしいでしょうか。7番について、参考に一体利用地全体の公簿面積を教えてください。 1,994.06 m²です。 わかりました。ほかにごいませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、2番につきましては、農用地除外の許可待ち案件でありますので、除外許可日と同日付で許可することを条件とすること、また、7番と8番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第3号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ3筆の計451 m²でございます。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、東大淀町の畑2筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和41年に作業場を、昭和52年に倉庫を建築し利用していたとことで、固定資産課税証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出がっております。	

議 長 日 置 (農林水産課)	2 番、小俣町湯田の畑 1 筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和 5 5 年に物置を、平成 2 年に住宅を建築し利用していたとのことで、固定資産課税証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第 3 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第 3 号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。 続きまして、議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。 それでは、議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数 79 件で、田が 157 筆の 210,467 m²、畑が 3 筆の 3,864 m²、計 160 筆の 214,331 m²でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇ 1 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 6 筆の 4,952 m²。 ◇ 2 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 2 件で、田のみ 3 筆の 6,108 m²。 ◇ 3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 7 件で、 田が 16 筆の 18,573 m²、畑が 1 筆の 951 m²、計 17 筆の 19,524 m²。
-----------------------------------	---

議 長	◇ 5年間の利用権（賃貸借権）の設定が 13 件で、 田が 31 筆の 38,502 m²、畑が 2 筆の 2,913 m²、計 33 筆の 41,415 m²。 ◇ 5年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 2 筆の 2,463 m²。 ◇ 10年間の利用権（賃貸借権）の設定が 27 件で、 田のみ 49 筆の 69,694 m²。 ◇ 10年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 1 筆の 481 m²。 ◇ 10年間の利用権（賃貸借権）の移転が 27 件で、 田のみ 49 筆の 69,694 m²。 以上件数 79 件で、田が 157 筆の 210,467 m²、畑が 3 筆の 3,864 m²、計 160 筆の 214,331 m²でございます。転貸抜きの件数は 52 件で、田 108 筆の 140,773 m²、畑が 3 筆の 3,864 m²、計 111 筆の 144,637 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、15・16 番は、北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 （北村委員 退席） 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしとのことでございますので、議案第 4 号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。 （北村委員着席後、審議再開）
------------	--

	それでは、議案第４号のその他の案件について審議に入りたいと思います。 何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない ようでございますので、４号議案について承認いたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 異議なしとのことでございますので、議案第４号 伊勢市農用地利用集積計 画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件 は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願 います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 係 長 １．農地法第３条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……２件（説明内容記録省略） ２．農用地利用集積計画の中途解約について ……１１件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。 議 長 以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引 き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。 係 長 それでは事務局から、連絡させていただきます。
--	--

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____